

の咨を准くるに称すらく、都通事金応元等の官を差遣し、夷梢を率領し前來して天使を迎せしむ、等の縁絲あり。司に到る。旧例を查照して存恤し安挿するの外、続いて通事林有材等の呈に拠るに、蚤やかに回文を賜わりて帰国し復命する事を乞う。材等、命を奉じて船隻に坐駕し前來して五たび接して天使を恭迎す。今に迄り事竣れば、帰国は即きに在り。例として回文有り。伏して乞う、蚤やかに賜いて以て復命に便ならしめんことを。公務は悞るる無く遠人は徳を戴くに庶からん、等の情あり。司に到る。此れに拠り、合に就ち回覆すべし。此の為に備繇し移咨して前去す。煩為わくは查照して施行せんことを。須らく咨に至るべき者なり。

右、琉球国に咨す

崇禎六年（一六三三）五月初三日 対同せる通吏陳必賢

王爵を請封する事

注（一）尚（豊）の咨（二九一八）。

（二）金応元 一五九〇—一六五三年。与那嶺親雲上。久米村金氏

（具志堅家）の七世（家譜（二）一五八頁）。

1-08-12

福建布政司より琉球国あて、四回目の迎接使の帰国に際し、その復命のために再度与える咨（一六三三、五、三）

福建等处承宣布政使司、王爵を請封し愚忠を効し盛典を昭らか

にする事の為にす。

崇禎五年（一六三二）十一月十五日、琉球国中山王世子尚（豊）の咨を准くるに称すらく、正議大夫林国用等の官を差遣し、夷梢を率領し前來して天使を迎せしむ、等の縁絲あり。司に到る。旧例を查照して存恤し安挿するの外、続いて通事王克善等の呈に拠るに、蚤やかに回文を賜わりて帰国し復命する事を乞う。善等、命を奉じ、船隻に坐駕して前來し、四たび接して天使を恭迎す。今に迄り事竣れば、帰国は即きに在り。例として回文有り。伏して乞う、蚤やかに賜いて以て復命に便ならしめんことを。公務は悞るる無く遠人は徳を戴くに庶からん、等の情あり。司に到る。此れに拠り、合に就ち回覆すべし。此の為に備繇し移咨して前去す。煩為わくは查照して施行せんことを。須らく咨に至るべき者なり。

右、琉球国に咨す

崇禎六年（一六三三）五月初三日 対同せる通吏陳必賢

王爵を請封す等の事

注*本文書は、同年四月十五日付の（〇八一〇）とほぼ同文で、日付は（〇八一）と同じである。四回目の冊封使迎接の使者林国用らの出発が遅れたため、五回目の迎接使金応元らと同時に、帰国のため再度回文を発給されたものと思われる。

（一）尚（豊）の咨（二九一五）。